

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 処分内容

- (1) 所 属 部 局 経済部
- (2) 職 員 の 職 一般職員
- (3) 年 齢 及 び 性 別 20代 男性
- (4) 処 分 年 月 日 令和8年9月11日
- (5) 処 分 の 内 容 懲戒処分 減給 1／10 1か月
- (6) 事 案 の 概 要

令和8年6月に運転免許証の有効期間が満了していたが、更新の手続きを失念し、未更新であることを認識した令和8年8月までの間、免許を失効した状態で通勤等に自家用車を40回、公務で公用車を3回運転していた。なお、免許失効が判明した後、速やかに免許更新手続きを行い、免許を再取得済みである。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号の「法令に違反」に該当するものであり、職務の信用を著しく失墜させる行為であることから、減給1／10（1か月）の懲戒処分としたものである。

2 処分内容

- (1) 所 属 部 局 国民健康保険病院
- (2) 職 員 の 職 会計年度任用職員
- (3) 年 齢 及 び 性 別 20代 女性
- (4) 処 分 年 月 日 令和8年9月11日
- (5) 処 分 の 内 容 懲戒処分 戒告
- (6) 事 案 の 概 要

上記1の事案が発生したことに伴い、会計年度任用職員を含め全職員に対して運転免許証の有効期限調査を実施したところ、新たに1名の運転免許の失効が判明したものである。

本件は、令和8年7月に運転免許証の有効期間が満了していたが、更新の手続きを失念し、未更新であることを認識した令和8年9月までの間、免許を失効した状態で通勤等に自家用車を21回運転していた。なお、免許失効が判明した後、速やかに免許更新手続きを行い、免許を再取得済みである。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号の「法令に違反」に該当するものであり、職務の信用を著しく失墜させる行為であることから、懲戒処分（戒告）としたものである。

3 処分内容

- (1) 所 属 部 局 町民生活部
- (2) 職 員 の 職 一般職員
- (3) 年 齢 及 び 性 別 20代 男性
- (4) 処 分 年 月 日 令和8年9月11日
- (5) 処 分 の 内 容 懲戒処分 戒告
- (6) 事 案 の 概 要

令和8年6月、私用で岩見沢市の国道を走行中、制限速度50km/hのところを、32km/hの速度超過違反を起こした。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号の「法令に違反」に該当するものであり、職務の信用を著しく失墜させる行為であることから、懲戒処分（戒告）としたものである。

<問い合わせ先>

美幌町役場 総務部長 那須 清二

(TEL : 0152-73-1111 FAX : 0152-72-4869)